

淀川管内河川保全利用委員会

委員会ニュース

桂川河川保全利用委員会

2024年12月発行

No. 95



桂川緑地公園（京都市）（令和6年4月）

“川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？

野球やサッカーなどのグラウンド利用、散策やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないのでしょうか。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？川に入っの魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないのでしょうか。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思います。このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Web サイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Web サイトをご覧ください。

淀川管内 河川保全利用

検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html>

委員会開催報告

令和6年度 桂川河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和6年10月4日（金）



委員会の様子



審議対象案件 位置図

■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

審議対象案件 一覧表

番号	名称	占有者	占有面積(m ²)	主な施設	占有の位置	ランク	備考
51	大山崎町桂川河川敷公園	大山崎町	32,440.45	便所、手洗いタンク、ベンチ、バックネット、外野バックネットフェンス	堤外地	A	
57	桂川緑地公園	京都市	25,441.62	移動式便所、ベンチ	堤外地	A	
62	桂川緑地離宮前公園	京都市	8,085.32	移動式便所、ベンチ(固定式)、ジャンピングシーソー	堤外地	A	
64	久我橋東詰公園	京都市	105,968.56	ラグビーポール、フットサルゴール、移動式公衆トイレ、テニス防球ネット(起倒式は除く)	堤外地	A	

※Aランク: 次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク: 今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク: 河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

■ 現地視察

9:30~11:55 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 57 桂川緑地公園（京都市）



No. 51 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町）

委員会開催報告

日 時： 令和6年10月4日(金) 13時00分～14時45分

場 所： 上流域流域センター（京都市）

参加者数： 委員6名、河川管理者5名、占用者8名、
一般傍聴者1名、事務局3名

出席者

(敬称略)

委員名	所属・役職	備考	出欠
下村 泰史	京都芸術大学 芸術教養学科 教授	委員長	出席
岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	副委員長	出席
澤井 健二	摂南大学 名誉教授		出席
原田 禎夫	同志社大学 経済学部 准教授		出席
坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		代理出席
行政委員	京都府総合政策環境部 自然環境保全課 課長	代理出席	
	京都府教育庁指導部 社会教育課 課長		欠席

■ 議事内容

1) これまでの会議の報告

- (1) 令和6年度 連絡調整会議の報告
- (2) 令和6年度 占用者説明会の報告

2) 令和6年度 審議対象案件の審議

3) 一般傍聴者からの意見聴取

4) とりまとめ、その他

■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

No. 51 大山崎町桂川河川敷公園（大山崎町）

- ・素敵な場所だと感じた。入口の緑のトンネル、支川の魚道もある。隣接する竹林が民有地で管理が大変だと聞いた。周辺の企業への働きかけなどに取り組んでもよい。ヒメボタルはほかの自治体では観光の目玉にもなっている。地域全体で取り組む、気軽に行ける良好な観光資源として生かせると思う。
- ・狐の渡しの看板も設置されているが、もう少しアピールを強くしてもよいと思う。
- ・ヒメボタルは大山崎町の宝ともいえる。詳しい人に話を聞いて魅力的な林地を地域の人に知ってもらい、企業にも生かしてもらるようにしてもらいたい。
- ・河川レンジャーが活動しているようなら、協働で豊かな自然環境資源を生かした取り組みを展開されたい。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



No. 62 桂川緑地離宮前公園（京都市）

- ・草刈りの時期について今年是对応が少し遅れているということだったが、高茎草本の種がついている状態だったと見えた。飛散前に刈り取られるよう努力されたい。
- ・環境看板が設置されていた。シロバナタンポポはここに生えているが分布域はそれほど多くない。外来のセイヨウタンポポに置き換わりが進んでいることもあり、在来種を守っていくことができるような対応をされたい。
- ・看板が健在でよかった。手作り感も良い。入れ替えられるようになっていて季節を感じられ、情報のアップデートもできる。NPOと協働で取り組んでいることも評価できる。大きな公園でよく見かける高価な看板は結局劣化する恐れがある。こちらの看板の事例はよい参考になり、ほかの占用地でもぜひ参考にしてもらいたい。
- ・環境部局や桂川クラブなどと協力し、行政による観察会の開催などができるとよい。
- ・桂川緑地公園と比べて管理の仕方が違っているようだ。良いほうの取り組みに合わせていけるとよい。
- ・全てに共通することとして草刈りがある。クズやアレチウリなどツル性の植物が目につき、各地で増えていて問題になっている。かつてクズは家畜のえさなどに利用されていたが近年はそれがなくなったのも一因。グラウンド、緑の芝生になっているところが多い。また、土の固いグラウンドが主流だったが、気軽に安全に使える芝のグラウンドが増えるように中長期的に対応されることを望む。
- ・利用者の特性などもわかるとよい。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



No. 57 桂川緑地公園（京都市）

- ・夏の草刈りを最低限としているということだが、面積が広い公園であり、河畔林の手前について一律の草丈に刈られているようだ。段階的に草丈を変化させるなどの対応により、草地性の鳥類、昆虫類の利用場所になる。カヤネズミの利用もあると思う。グリーンベルトのような丈の高い草地をもう少し残すような工夫もされたい。すぐに効果は表れないかもしれないが、部署間で情報を共有して離宮前のような管理をされるとよい。
- ・桂川三号井堰がアユ遡上のネックとなっている。沿川市民の皆さんにも天然アユのことをもっと深く知ってもらいたい。アユをきっかけに、自然環境保全の取り組みに対する理解を進められるとよい。
- ・堰堤が撤去される事例や嵐山の堰なども撤去される例もあるが、この場所は利水更新されているので30年はこのままということになるだろう。市民の皆さんに河川環境の理解を深めてもらうよう努めてもらいたい。
- ・看板の設置を予定とあるが、どのようなタイプを想定されているか？
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



No. 64 久我橋東詰公園（京都市）

- ・指定管理者により施設管理がなされている。その管理体制を生かし、水に親しむアクティビティのようなことにも取り組まれると河川公園としての意味があると感じる。
- ・たびたび冠水し、管理が大変だと思う。土のグラウンドより芝生化されると多少の凸凹も許容されるので管理もしやすくなるのではないか。
- ・水辺に近づく進入路がない。適切に手を入れていくことが必要になる場所だと感じた。
- ・指定管理者との契約内容の中に、スポーツ施設としての利用のほか、自然環境保全・活用に資する活用について記載されているか？なければ保全利用委員会の趣旨にのっとった記載を加えていただくとよい。
- ・自然環境を紹介する看板については設置済みとのことだが、広い公園であり、看板設置個所を増やすなどもうすこし充実したPRが必要だと感じた。
- ・サギ類の集団生息地について、現在は確認できないと記載があるが実際はどうか？何か負荷がかかっているなど要因がある場合には、鳥類の専門家に相談するなどの対応が必要なのではないか。
- ・現地の状況と看板の内容に齟齬がないようにするためには、離宮前のように入れ替え可能な看板にするなどの対応が良いかもしれない。
- ・水辺のオープンスペースの活用として、市民参加の生き物調査などは簡易にできて費用もあまりかからないと思うので参考にされたい。
- ・ごみの不法投棄が目についた。人の目が届くような取り組みも必要と思う。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行 淀川管内河川保全利用委員会
委員会ニュース

桂川河川保全利用委員会
2024年12月発行
No. 95

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 占用調整課
〒573-1191
大阪府枚方市新町2丁目2番10号
TEL 072-843-2861
FAX 072-841-3443

ご意見受付

